

## 名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、愛知県警察本部長(以下「警察本部長」という。)との密接な連携のもと、本組合が締結する工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入れ、役務の委託及び不用品の売払いの契約(以下「調達契約等」という。)から暴力団関係事業者を排除する措置について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、合意書1(2)から(6)までに定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 本組合の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに組合が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (2) 部室長 職員の職の設置に関する規則(昭和42年名古屋港管理組合規則第1号)別表第1に掲げる部長及び室長をいう。
- (3) 排除措置事業者 現に排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。

### (報告等)

第3条 部室長は、入札参加資格者等が合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等(以下「排除措置対象法人等」という。)に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、直ちに疑義事実報告書(様式第1号)により、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、合意書3(1)の規定に基づき、警察本部長に対し照会するものとする。

### (排除措置)

第4条 管理者は、前条第2項の照会に対する警察本部長の回答の結果又は合意書3(3)の規定に基づく警察本部長の通報により、入札参加資格者等が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、指名業者審査委員会の議を経て、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者等について排除措置を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により排除措置を行ったときは、排除措置通知書(様式第2号)により、遅滞なく当該入札参加資格者等に対して通知し、商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、排除措置通知書(様式第3号)により、遅滞なく部室長に対して通知するものとする。

4 部室長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその内容を所属職員に周知しなければならない。

### (契約からの排除)

第5条 管理者は、排除措置事業者を一般競争入札に参加させてはならない。一般競争入札の参加資格の確認の結果、既に競争入札参加資格を有する旨の通知がされている者が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、当該通知を取り消すものとする。

2 管理者は、指名競争入札において、排除措置事業者を指名してはならない。指名を受けた者が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 管理者は、排除措置事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、指名業者審査委員会の議を経た場合は、この限りでない。

(排除措置の解除及び継続等)

- 第6条 管理者は、排除措置事業者（別表第7号に該当したとして排除措置を受けた者（以下「7号該当者」という。）を除く。）から措置事由となった事項について改善があったとして、排除措置解除申出書（様式第4号）による排除措置解除の申出があったときは、警察本部長に対し改善の状況を確認するものとする。
- 2 管理者は、前項の確認に対する警察本部長からの改善の報告があったときは、別表に定める当該排除措置期間満了をもって、当該排除措置を解除するものとする。なお、当該排除措置期間を経た後も改善が認められないときは、改善が認められるときまで当該排除措置は継続する（7号該当者を除く。）ものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により排除措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく当該排除措置事業者に対して、排除措置解除（継続）通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 管理者は、第2項の規定により排除措置の解除を行ったときは、遅滞なく部室長に対して、排除措置解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 5 部室長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を所属職員へ周知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>入札参加資格者等が、次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p> <p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>6 法人等の役員等又は使用人が、1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、本組合が締結する調達契約等において妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、本組合への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月。ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ。）</p> <p>当該認定をした日から12か月</p> <p>当該認定をした日から3か月</p> <p>当該認定をした日から6か月</p> <p>当該認定をした日から3か月</p> <p>当該認定をした日から3か月</p> <p>当該認定をした日から2週間</p>

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

部（室）長

疑義事実報告書

「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実			
備考			

担当 課（事務所） 係  
電話  
内線

(住所)  
(商号又は名称)  
(代表者等職氏名) 様

名古屋港管理組合管理者

排除措置通知書

このたび貴社（殿）を、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

(ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。)

2 排除措置理由

3 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加

組合で実施する調達契約の競争入札及び見積競争に参加することができません。

(2) 契約の締結及び解除

貴社（殿）との調達契約は締結しません。また、現在締結中の貴社（殿）との調達契約を解除することがあります。

4 その他

上記 2 の排除措置理由となった事実が改善された場合は、様式 4 「排除措置解除申出書」により、名古屋港管理組合管理者に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。(改善が認められたときは、上記 1 の排除措置期間終了後に当該排除措置を解除します。)

担当 部 課 係  
電話

注：「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」別表 7 による措置を行う場合は、「1 排除措置期間」のうちただし書、「3 排除措置内容」のうち (2) 後段及び「4 その他」の文言は不要とする。

部（室）長 様

名古屋港管理組合管理者

排除措置通知書

「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する事務取扱要綱」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので通知します。

記

1 排除措置業者

（住所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。

3 排除措置理由

4 排除措置内容

（1）競争入札等への参加

組合で実施する調達契約の競争入札等から排除措置業者を排除するものとします。

（2）契約の締結及び解除

排除措置業者との調達契約は締結しないものとします。また、現在締結中の排除措置業者との調達契約を解除することができます。

担当 部 課 係  
内線

注：「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」別表7による措置を行う場合は、「2 排除措置期間」のうちただし書内及び「3 排除措置内容」のうち（2）後段の文言は不要とする。

様式第4号

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

(住所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)

印

排除措置解除申出書

私は 年 月 日付け名港管第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

(担当者名)

(連絡先)

様式第5号

名港管第 号  
年 月 日

(住所)  
(商号又は名称)  
(代表者等職氏名) 様

名古屋港管理組合管理者

排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、  
排除措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をも  
って排除措置を解除します。

（年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、  
排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続しま  
す。）

担当 部 課 係  
内線

様式第6号

年 月 日

部(室)長様

名古屋港管理組合管理者

排除措置解除通知書

年 月 日付け名港管第 号排除措置通知書により排除措置をした  
下記の者については、年 月 日をもって排除措置を解除します。

記

排除措置を解除する相手方

(住所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)

担当 部 課 係  
内線